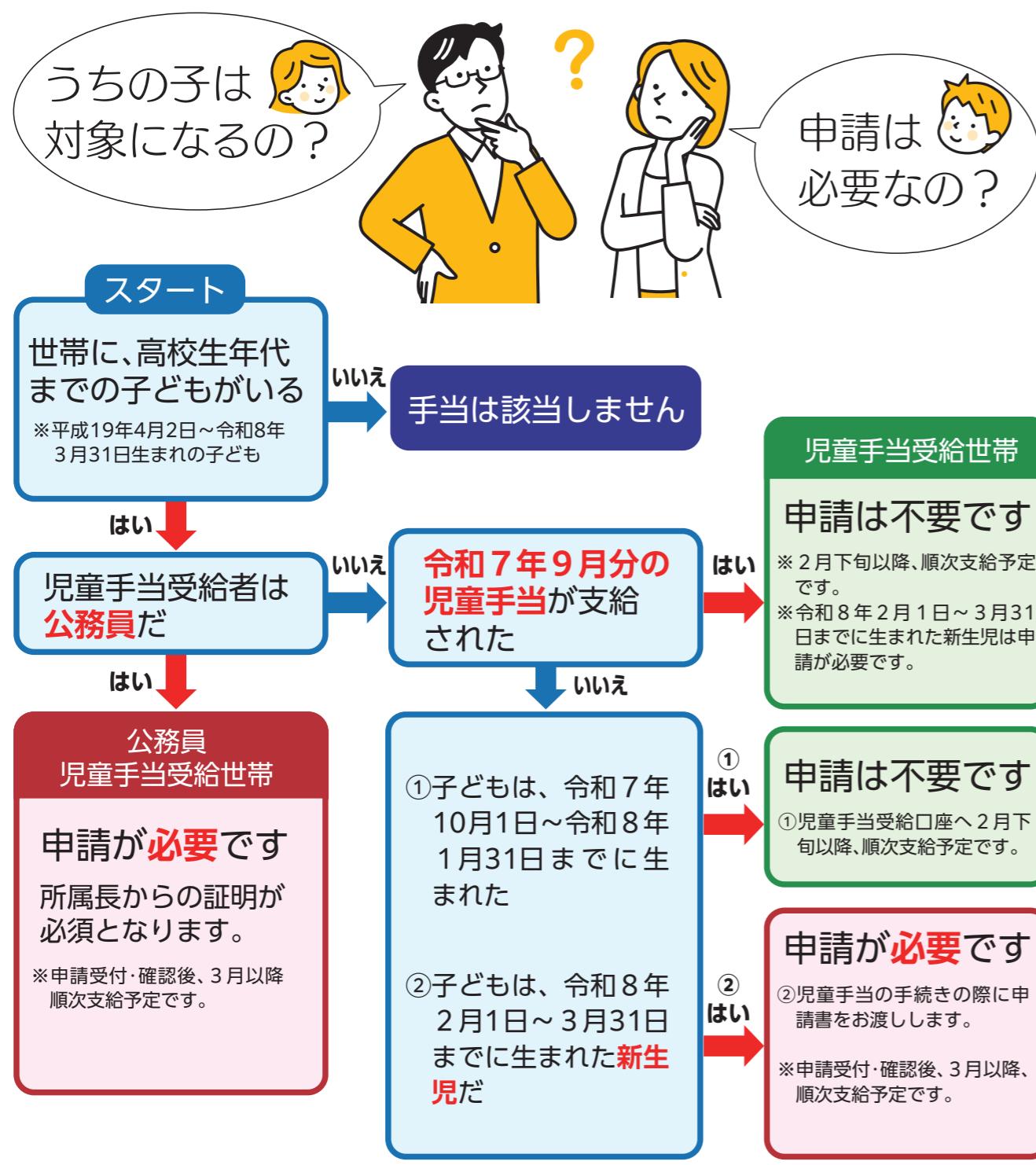


## 大津町物価高対応子育て応援手当(フローチャート)

※このチャートはあくまで目安です。



### 【注意】

- このチャートはあくまで目安です。
- 令和7年10月以降に転出などをした場合は、同年9月30日時点にいた住所地（自治体）からの支給となります。
- 申請締切は3月31日（火）です。  
不明な点はお問い合わせください。

### “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”に注意

自宅や職場などに大津町から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めるることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合はすぐに役場窓口か最寄りの警察署にご連絡ください。

# 大津町物価高対応子育て応援手当（対象児童1人につき2万円）を支給します。

●問い合わせ 役場子育て支援課 子育て支援係 ☎096(285)5442

物価高騰の影響が長期化する中、子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、0歳から高校生年代までの子ども1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給します。（本事業は、国の総合経済対策に基づき実施するものです）



### 支給額 対象児童1人につき2万円

### 支給対象者 児童手当支給対象児童※を養育する父母など（児童手当受給者）

※平成19年4月2日～令和8年3月31日生まれ

#### (1) 大津町から児童手当を受給している人（公務員以外）

申請不要 令和7年9月分と9月に出生した子どもの10月分の児童手当受給者支給の案内を通知します。

申請必要 令和7年10月1日～令和8年3月31日に出生した新生児を養育している人  
※児童手当の申請手続きの際に、併せて申請をお願いする予定です。  
※ただし、すでに児童手当の認定を受けている人を除きます。

#### (2) 公務員（所属庁から児童手当を受給している人）

大津町に申請必要 今後、所属庁から申請の案内がありますので、その後申請してください。  
・この手当は、所属庁からではなく、住民票がある市町村から支給を行います。  
・令和7年9月30日時点で、大津町に住民票がある場合は、役場子育て支援課へ申請してください。  
・大津町以外に住民票がある場合、お住いの市町村へ申請してください。

#### (3) DV避難や離婚などにより（令和7年10月1日以降）大津町で児童手当の受給者となった人

申請必要 (1)の受給者からすでに本手当の金額を受け取っている場合は受け取れません。  
それ以外の場合は、本手当を受給できる場合があります。まずはご相談ください。

### 申請について

本手当は、申請が必要な人と不要な人に分かれます。  
詳しくは、ホームページかフローチャートをご覧ください。



ホームページは  
こちら▶

### 申請期限 令和8年3月31日（火曜日）まで

※児童手当法第8条第3項の規定に該当する場合は、事由発生後15日以内を申請猶予期限とします。（出生日や災害などが影響する場合）

申請方法 ①窓口へ直接提出……………役場子育て支援課  
②郵送（必着）……〒869-1292 大津町大津1233番地  
③電子申請（公務員向け）……右の二次元コードより



電子申請はこちら▲

支給日 審査決定後、支給（2月下旬以降を予定）